

オールくしろ魅力発信キャンペーン実施事業委託業務に係る公募型プロポーザルの実施について

1 事業の概要

(1) 業務名

オールくしろ魅力発信キャンペーン実施事業委託業務

(2) 業務の内容及び目的

令和6年度に予定されている道東自動車道阿寒IC～釧路西IC間の開通及びくしろ地域の魅力を道央圏や十勝圏をはじめ道内全域に広く発信し、道東自動車道の利用促進及び開通への機運を高めるとともに、くしろ地域への誘客を促進する。

- ア 道東道利用・誘客促進キャンペーンの実施
- イ 道央圏・十勝圏等でのイベントへの出展によるPR
- ウ 開通前の高速道路上におけるイベントの実施
- エ 各種メディアを活用したプロモーションの実施
- オ 開通PRグッズの作成

2 事業の実施主体

ウェルカム道東道!!オールくしろ魅力発信キャンペーン市町村実行委員会
会長 釧路市長 蝦名 大也

3 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等(法人及び個人を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 税を滞納している者でないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

キ 次に掲げる届け出の義務を履行している者であること。(当該届け出の義務がない場合を除く。)

- ・健康保険法第48条の規定による届出
- ・厚生年金法第27条の規定による届出
- ・雇用保険法第7条の規定による届出

5 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、4に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和6年4月17日(水)午後5時(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 担当:黒田

電話:0154-43-9182 FAX:0154-41-0967

(2) 審査結果は、書面で通知する。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 上記4の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限：令和6年5月9日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所：上記5（1）ウに同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び方法等により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。

9 業務の委託

上記8で選定した最良の提案をした者と委託契約手続を行う。

10 委託契約に関する基本的事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として実行委員会と受託者が協議して決定する。

(2) 実行委員会は受託者に対して、実行委員会がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は実行委員会に帰属するものとする。

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会（ヒアリング）の実施

企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

(5) 審査結果の通知

企画提案書の採否は書面により通知する。

(6) 本事業は、釧路管内の官民41団体が連携したウェルカム道東道!!オールくしろ魅力発信協議会（事務局：釧路総合振興局）の取組の中で実施するもので、契約者の審査・選定は、協議会の代表メンバー（管内の市町村職員・観光協会職員等）により実施する。

(7) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。

エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された全ての書類は返却しない。

キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。

ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

ケ 詳細は、企画提案指示書等による。